

## 江戸川区住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

本区は、平成 28 年 3 月に耐震改修促進計画を改定し、平成 32 年度における住宅の目標耐震化率を 98%として、一層の耐震化の推進を図ることとした。

目標の達成に向けて、旧耐震基準で建築された住宅（戸建住宅、分譲マンション）については、以下の取り組みを引き続き積極的に実施していくこととした。

### 〔戸建住宅〕

- ①未耐震家屋への戸別訪問
- ②事務所単位及び希望町会単位の耐震相談会の開催
- ③地域の防災訓練やイベント等を利用した普及啓発
- ④耐震コンサルタント派遣や精密診断・耐震設計を済ませているが改修工事を実施していない住宅への耐震化の働きかけ

### 〔分譲マンション〕

- ①耐震診断を実施していないマンション管理組合及び耐震診断実施後に改修工事に至っていないマンション管理組合に対する個別訪問による働きかけ
- ②耐震アドバイザー派遣や耐震助成の継続による耐震化支援

上記の取り組みのうち、未耐震家屋への戸別訪問及びマンション管理組合への個別訪問の実施は、本アクションプログラムによることとする。

## 記

### 1 区域の位置づけ等

緊急耐震重点区域として「区内全域」を指定する。  
なお、実施期間については平成 32 年度までとする。

(1) 戸建住宅（対象：約 17,000 戸）

（平成 27 年度末現在）

緊急耐震重点区域等	対象戸数	訪問実施期間	備 考
東京都防災都市づくり推進計画に定める整備地域	約 2,000 戸	平成 27 年度 実施済み	
耐震コンサルタント派遣や精密診断・耐震設計を済ませているが、改修工事を実施していない住宅	約 1,000 戸		平成 25 年度以降に耐震コンサルタント派遣や耐震設計助成を受けたものを優先して訪問する
上記を除く区内全域	約 14,000 戸	平成 28 年度から 平成 32 年度まで	東京都の地震に関する地域危険度調査（第 7 回）で、建物倒壊危険度又は災害時活動困難度を考慮した総合危険度が高い地域を優先して訪問する

(2) 分譲マンション (対象 : 60 管理組合)

(平成 27 年度末現在)

緊急耐震重点区域等	対象組合数 (戸数)	訪問実施期間	備 考
区内全域	30 組合 (3,488 戸)	平成 21 年度から 平成 27 年度まで 実施済み	耐震アドバイザー派遣による訪問を含む
	30 組合 (2,644 戸)	平成 28 年度から 平成 32 年度まで	

※対象 60 管理組合の内訳 (未診断 35 組合、診断後改修に至らない 25 組合)

## 2 訪問の実施

### (1) 戸建住宅

- ア) 未耐震家屋の居住者に対面により、耐震化の必要性を訴えるとともに耐震助成制度の説明を行い、耐震コンサルタント派遣の申し込みや耐震相談会への参加に誘導し、耐震改修工事または除却に繋げて行く。
- イ) 訪問時に居住者が不在の場合は、耐震助成制度のパンフレット等をポスティングする。
- ウ) 戸別訪問を実施したときは、別に定める個別訪問報告書を作成し、住宅の所在地、住民の氏名、訪問日時、対応結果等を記録する。

### (2) 分譲マンション

- ア) 未耐震のマンション管理組合に対して、耐震化の必要性及び耐震助成制度の説明を行い、耐震化に向けた働きかけを行う。
- イ) 個別訪問を実施したときは、別に定める個別訪問報告書を作成し、分譲マンションの所在地、管理組合の名称、訪問日時、対応結果等を記録する。

## 3 耐震改修工事助成額の増額

住宅 (戸建住宅、分譲マンション)

- ア) 国の社会資本整備総合交付金交付要綱の改正に合わせて、区の耐震改修工事助成事業実施要綱を改正し、助成額に 30 万円の上乗せを実施する。但し、耐震改修工事に要した金額を限度とする。
- イ) 上記の助成額の上乗せは、平成 30 年 3 月 31 日までに耐震改修工事に着手したものに限るものとする。

## 4 実績の公表

本アクションプログラムに基づく訪問戸数、診断実績、耐震設計実績、耐震改修工事実績は、年度ごとに区ホームページに掲載して公表する。